

東京都雇用・就業対策審議会運営要綱

（目的）

- 第 1 この要綱は、東京都雇用・就業対策審議会条例（平成 14 年 3 月 29 日東京都条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条に基づき東京都雇用・就業対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（部会）

- 第 2 部会の構成人数は、会長が定める。
- 2 部会に副部会長を置くことができる。
 - 3 副部会長は、学識経験を有する部会委員のうちから、部会長が指名する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代行する。
 - 5 部会の設置期間は、委員の任期を限度とし、審議が終了したときは、解散されるものとする。

（委員以外の者の出席）

- 第 3 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴取することができる。

（会議等の公開）

- 第 4 審議会及び部会は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数をもって議決した場合は、非公開とする。
- 2 審議会及び部会の審議の経過を記録した公文書（以下「会議録」という。）は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数をもって議決した場合は、非公開とする。

（会議録の署名）

- 第 5 会議録には、審議会にあっては会長の、部会にあっては部会長の指名する出席委員 2 名の署名捺印を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 26 日から施行する。